

平成 2 1 年度大気汚染調査結果の概要

環 境 審 議 会 大 気 部 会
平 成 2 2 年 7 月 2 9 日 (木)

平成21年度大気汚染調査結果について

愛知県及び大気汚染防止法に定める4政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）は、同法第22条の規定に基づき、二酸化硫黄等の大気汚染の常時監視及びベンゼン等の有害大気汚染物質のモニタリングを行いました。調査結果の概要は次のとおりです。

- 県内の大気汚染の状況について、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質はすべての測定局で環境基準を達成し、二酸化窒素はほとんどの測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントはすべての測定局で環境基準を達成しませんでした。
また、近年の傾向を年平均濃度でみると、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は緩やかな減少傾向にありますが、光化学オキシダントはわずかながら増加の傾向にあります。
- 浮遊粒子状物質については、昭和48年の環境基準設定以来初めて、すべての測定局で環境基準を達成しました。
- 有害大気汚染物質のベンゼン等11物質については、20年度に引き続き、すべて環境基準等を達成しました。

1 大気汚染常時監視結果

物質名	結果の概要
二酸化硫黄	一般環境大気測定局の28局、自動車排出ガス測定局の3局すべて環境基準を達成しました。
二酸化窒素	一般環境大気測定局の72局すべて、自動車排出ガス測定局の28局中25局(達成率89%)で環境基準を達成しました。
一酸化炭素	一般環境大気測定局の2局、自動車排出ガス測定局の14局すべて環境基準を達成しました。
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局の71局、自動車排出ガス測定局の28局すべて環境基準を達成しました。
光化学オキシダント	一般環境大気測定局の67局、自動車排出ガス測定局の9局すべて環境基準を達成しませんでした。

(注) 環境基準・評価方法については5ページをご参照ください。

一般環境大気測定局は、一般環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局。

自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局。

○ 3年間の環境基準達成状況の推移

物質名	局区分	環境基準達成測定局数／有効測定局数 (達成率)		
		19年度	20年度	21年度
二酸化硫黄	一般局	28／28 (100%)	28／28 (100%)	28／28 (100%)
	自排局	5／5 (100%)	3／3 (100%)	3／3 (100%)
二酸化窒素	一般局	72／72 (100%)	72／72 (100%)	72／72 (100%)
	自排局	24／27 (89%)	25／28 (89%)	25／28 (89%)
一酸化炭素	一般局	2／2 (100%)	2／2 (100%)	2／2 (100%)
	自排局	16／16 (100%)	15／15 (100%)	14／14 (100%)
浮遊粒子状物質	一般局	44／71 (62%)	71／71 (100%)	71／71 (100%)
	自排局	19／27 (70%)	27／28 (96%)	28／28 (100%)
光化学オキシダント	一般局	0／64 (0%)	0／67 (0%)	0／67 (0%)
	自排局	0／9 (0%)	0／8 (0%)	0／9 (0%)

2 有害大気汚染物質モニタリング結果

	物質名	結果の概要
環境基準 設定物質	ベンゼン	19地点すべて環境基準を達成しました。
	トリクロロエチレン	17地点すべて環境基準を達成しました。
	テトラクロロエチレン	17地点すべて環境基準を達成しました。
	ジクロロメタン	17地点すべて環境基準を達成しました。
指針値 設定物質	アクリロニトリル	17地点すべて指針値を満足しました。
	塩化ビニルモノマー	17地点すべて指針値を満足しました。
	水銀及びその化合物	15地点すべて指針値を満足しました。
	ニッケル化合物	15地点すべて指針値を満足しました。
	クロロホルム	17地点すべて指針値を満足しました。
	1,2-ジクロロエタン	17地点すべて指針値を満足しました。
1,3-ブタジエン	19地点すべて指針値を満足しました。	

(注) 指針値とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として環境省が設定した環境目標値。

○ 3年間の環境基準達成状況等の推移

- ・ 環境基準が定められた4物質について、平成19年度から平成21年度まで、すべての物質で環境基準を達成しました。
- ・ 指針値が定められた7物質について、平成19年度から平成21年度まで、すべての物質で指針値を満足しました。

3 今後の対応

引き続き常時監視に努め、環境基準の達成状況を把握するとともに、大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例、自動車NO_x・PM法、NO_x・PM要綱、あいち新世紀自動車環境戦略等に基づき、工場・事業場など固定発生源対策や自動車環境対策等の各種大気汚染防止対策を総合的に推進し、環境基準の達成・維持に努めていきます。

平成21年度大気汚染調査結果

第1 大気汚染常時監視結果

1 調査期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 調査機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市

3 調査区域及び測定局

6区域 46市町村（33市12町1村） 101測定局

（愛知県管理局57、名古屋市管理局28、豊橋市管理局7、岡崎市管理局5、豊田市管理局4）

区域	市 町 村 名	測定局数		
		一般環境 大気測定局	自動車排出 ガス測定局	合計
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、 飛島村（一般国道23号以南の地域）	20	13	33
東三河区域	豊橋市、豊川市（旧豊川市地域及び御津町地域）、 蒲郡市、田原市（旧田原町地域）	10	2	12
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、清須市、弥富市、あま市、豊山町、 蟹江町、飛島村（名古屋区域以外の地域）	11	5	16
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市（旧豊田市地域）、 小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、 東郷町、長久手町	11	3	14
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、 高浜市、阿久比町、東浦町、武豊町	10	1	11
その他区域	岡崎市、豊川市（旧一宮町地域）、安城市、 西尾市、田原市（旧赤羽根町及び旧渥美町地域）、 南知多町、美浜町、一色町、幡豆町、幸田町	11	4	15
計		73	28	101

（注1） 区域区分は、大気汚染防止法施行令別表第3の区域区分による。

（注2） 市町村名、道路は、平成22年3月31日現在のものである。

（注3） 測定項目は測定局によって異なる。

4 調査結果

環境基準が定められている二酸化硫黄等5物質の年平均値の経年変化をみると、近年、二酸化硫黄及び一酸化炭素が横ばい、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が緩やかな減少傾向、光化学オキシダントがわずかながら増加の傾向にあります。

(1) 二酸化硫黄

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成20年度に続き28局すべて達成しました。

全県年平均値は0.002ppm(20年度0.002ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成20年度に続き3局すべて達成しました。
全県年平均値は0.003ppm(20年度0.003ppm)です。

(2) 二酸化窒素

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成20年度に続き72局すべて達成しました。
全県年平均値は0.015ppm(20年度0.016ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成20年度に続き28局中25局で達成し、達成率は89%でした。
全県年平均値は0.024ppm(20年度0.025ppm)です。

(3) 一酸化炭素

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成20年度に続き2局すべて達成しました。
全県年平均値は0.4ppm(20年度0.4ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成20年度に続き14局すべて達成しました。
全県年平均値は0.4ppm(20年度0.5ppm)です。

(4) 浮遊粒子状物質

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成20年度に続き71局すべて達成しました。
全県年平均値は0.024mg/m³(20年度0.026mg/m³)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成20年度は28局中27局で達成し、平成21年度は28局すべて達成しました。
全県年平均値は0.026mg/m³(20年度0.029mg/m³)です。

(5) 光化学オキシダント

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成20年度に続き67局すべて達成しませんでした。
全県年平均値は0.032ppm(20年度0.032ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成20年度に続き9局すべて達成しませんでした。
全県年平均値は0.025ppm(20年度0.025ppm)です。

なお、平成21年度の光化学スモッグ予報等の発令日数は14日で、うち9日は注意報を発令しました。また、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出が豊橋市で5月20日、6月26日に計733人ありました。

環境基準の達成状況

		二酸化硫黄 (SO ₂)			二酸化窒素 (NO ₂)			一酸化炭素 (CO)			浮遊粒子状物質 (SPM)			光化学 オキシダント (O _x)		
年 度		19	20	21	19	20	21	19	20	21	19	20	21	19	20	21
一般局	有効測定局数	28	28	28	72	72	72	2	2	2	71	71	71	64	67	67
	達成測定局数	28	28	28	72	72	72	2	2	2	44	71	71	0	0	0
	達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	62	100	100	0	0	0
自排局	有効測定局数	5	3	3	27	28	28	16	15	14	27	28	28	9	8	9
	達成測定局数	5	3	3	24	25	25	16	15	14	19	27	28	0	0	0
	達成率 (%)	100	100	100	89	89	89	100	100	100	70	96	100	0	0	0
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年5月16日 環境庁告示)			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年7月11日 環境庁告示)			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年5月8日 環境庁告示)			1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年5月8日 環境庁告示)			1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年5月8日 環境庁告示)			
評価方法	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)			年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。 (昭和53年7月17日付け環大企第262号)			年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)			年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10 mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)			年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)			

注1 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排出ガス測定局を表す。

注2 1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としないものとする。

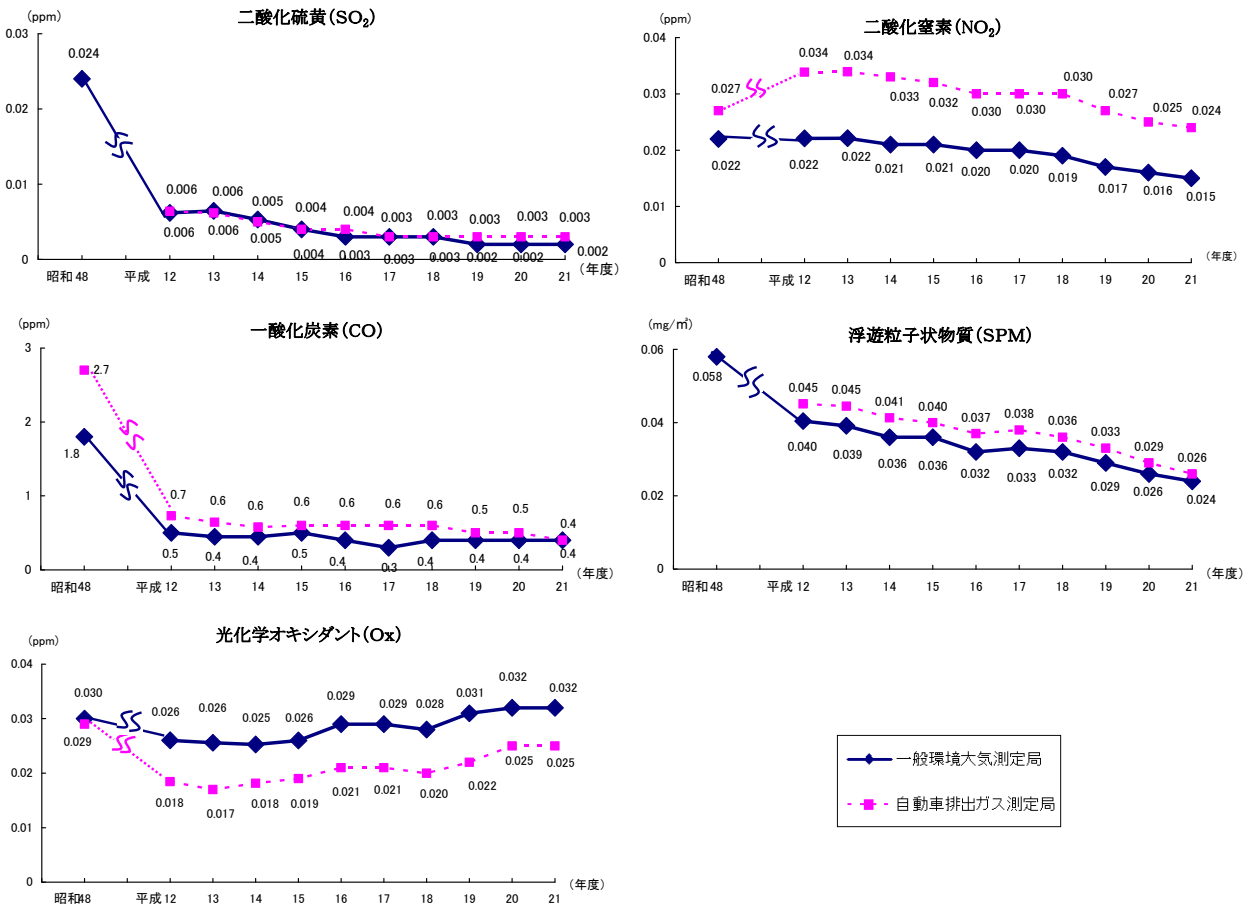
注3 有効測定局とは年間測定時間が6,000時間以上(光化学オキシダントを除く。)の測定局をいう。

全 県 年 平 均 値 の 経 年 変 化

物質名	局区分	項目	年度												
			48	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
二酸化硫黄	一般局	年平均値 (ppm)	0.024	0.006	0.006	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002		
		測定局数	51	82	79	78	32	31	29	28	28	28	28		
	自排局	年平均値 (ppm)	-	0.006	0.006	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003		
		測定局数	0	5	6	7	7	6	5	5	5	3	3		
二酸化窒素	一般局	年平均値 (ppm)	0.022	0.022	0.022	0.021	0.021	0.020	0.020	0.019	0.017	0.016	0.015		
		測定局数	21	74	75	77	72	72	72	72	72	72	72		
	自排局	年平均値 (ppm)	0.027	0.034	0.034	0.033	0.032	0.030	0.030	0.030	0.027	0.025	0.024		
		測定局数	11	14	15	17	22	24	26	27	27	28	28		
一酸化炭素	一般局	年平均値 (ppm)	1.8	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4		
		測定局数	18	30	30	30	4	4	3	2	2	2	2		
	自排局	年平均値 (ppm)	2.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4		
		測定局数	13	13	11	9	11	13	15	16	16	15	14		
浮遊粒子状物質	一般局	年平均値 (mg/m ³)	0.058	0.040	0.039	0.036	0.036	0.032	0.033	0.032	0.029	0.026	0.024		
		測定局数	51	83	83	82	71	71	71	71	71	71	71		
	自排局	年平均値 (mg/m ³)	-	0.045	0.045	0.041	0.040	0.037	0.038	0.036	0.033	0.029	0.026		
		測定局数	0	8	10	14	22	24	26	27	27	28	28		
光化学オキシダント	一般局	年平均値 (ppm)	0.030	0.026	0.026	0.025	0.026	0.029	0.029	0.028	0.031	0.032	0.032		
		測定局数	21	68	68	68	64	64	64	64	64	67	67		
	自排局	年平均値 (ppm)	0.029	0.018	0.017	0.018	0.019	0.021	0.021	0.020	0.022	0.025	0.025		
		測定局数	11	9	8	6	9	9	9	9	9	8	9		

- (注) 1 年平均値は、全測定局のうちの有効測定局について算出した値である。
 2 光化学オキシダントの年平均値は、昼間時間帯（5時～20時）における測定値の集計結果である。
 3 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排出ガス測定局を表す。

環 境 基 準 の 定 め ら れ た 物 質 の 全 県 年 平 均 値 の 経 年 変 化



1 平成21年度環境基準非達成局の概要

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

環境基準非達成局の状況

局区分	測定局	平成21年度			平成20年度		
		年平均値	1日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況	年平均値	1日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況
		(ppm)	(ppm)	(達成○・非達成×)	(ppm)	(ppm)	(達成○・非達成×)
自排局	元塩公園(南区)	0.036	0.062	×	0.037	0.061	×
	朝日(岡崎市)	0.039	0.061	×	0.042	0.064	×
	大平(岡崎市)	0.035	0.061	×	0.039	0.066	×
	※環境基準の評価方法	—	0.060以下	—	—	0.060以下	—

※詳細は5ページをご覧ください。

(2) 光化学オキシダント (O_x)

環境基準非達成局の超過時間別の状況

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた年間時間数		1~100	101~200	201~300	301~400	401~500	501~600	601~700	701~800	801~900	901~1000	計
一般局 (測定局数)	21年度	0	2	7	10	15	18	7	6	1	1	67
	20年度	0	4	7	5	5	21	12	9	4	0	67
自排局 (測定局数)	21年度	2	2	2	1	1	1	0	0	0	0	9
	20年度	2	1	1	2	0	2	0	0	0	0	8

(注) 平成20年度の自排局は矢作(岡崎市)が全欠測のため8局。

2 全国大都市県の環境基準達成率の推移

(単位：%)

項目	都府県名		18年度	19年度	20年度	21年度
二酸化硫黄	愛知県	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	東京都	一般局	100	100	100	
		自排局	100	100	100	
	神奈川県	一般局	100	100	100	
		自排局	-	-	-	-
	大阪府	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	全国	一般局	99.8	99.8	99.8	
		自排局	100	100	100	
二酸化窒素	愛知県	一般局	100	100	100	100
		自排局	89	89	89	89
	東京都	一般局	100	100	100	
		自排局	62	76	85	
	神奈川県	一般局	100	100	100	
		自排局	84	94	87	
	大阪府	一般局	100	100	100	100
		自排局	87	95	100	94.4
	全国	一般局	100	100	100	
		自排局	90.7	94.4	95.5	
一酸化炭素	愛知県	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	東京都	一般局	100	100	100	
		自排局	100	100	100	
	神奈川県	一般局	100	100	100	
		自排局	100	100	100	
	大阪府	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	全国	一般局	100	100	100	
		自排局	100	100	100	
浮遊粒子状物質	愛知県	一般局	97	62	100	100
		自排局	93	70	96	100
	東京都	一般局	98	100	100	
		自排局	100	100	100	
	神奈川県	一般局	95	100	100	
		自排局	77	100	100	
	大阪府	一般局	97	99	100	100
		自排局	94	97	100	100
	全国	一般局	93.0	89.5	99.6	
		自排局	92.8	88.6	99.3	
光化学 オキシダント	愛知県	一般局	0	0	0	0
		自排局	11	0	0	0
	東京都	一般局	0	0	0	
		自排局	-	-	-	-
	神奈川県	一般局	0	0	0	
		自排局	-	-	-	-
	大阪府	一般局	0	0	0	0
		自排局	0	0	0	0
	全国	一般局	0.1	0.1	0.1	
		自排局	3.7	3.3	0	

(備考) 1 「-」は測定していないことを表す。

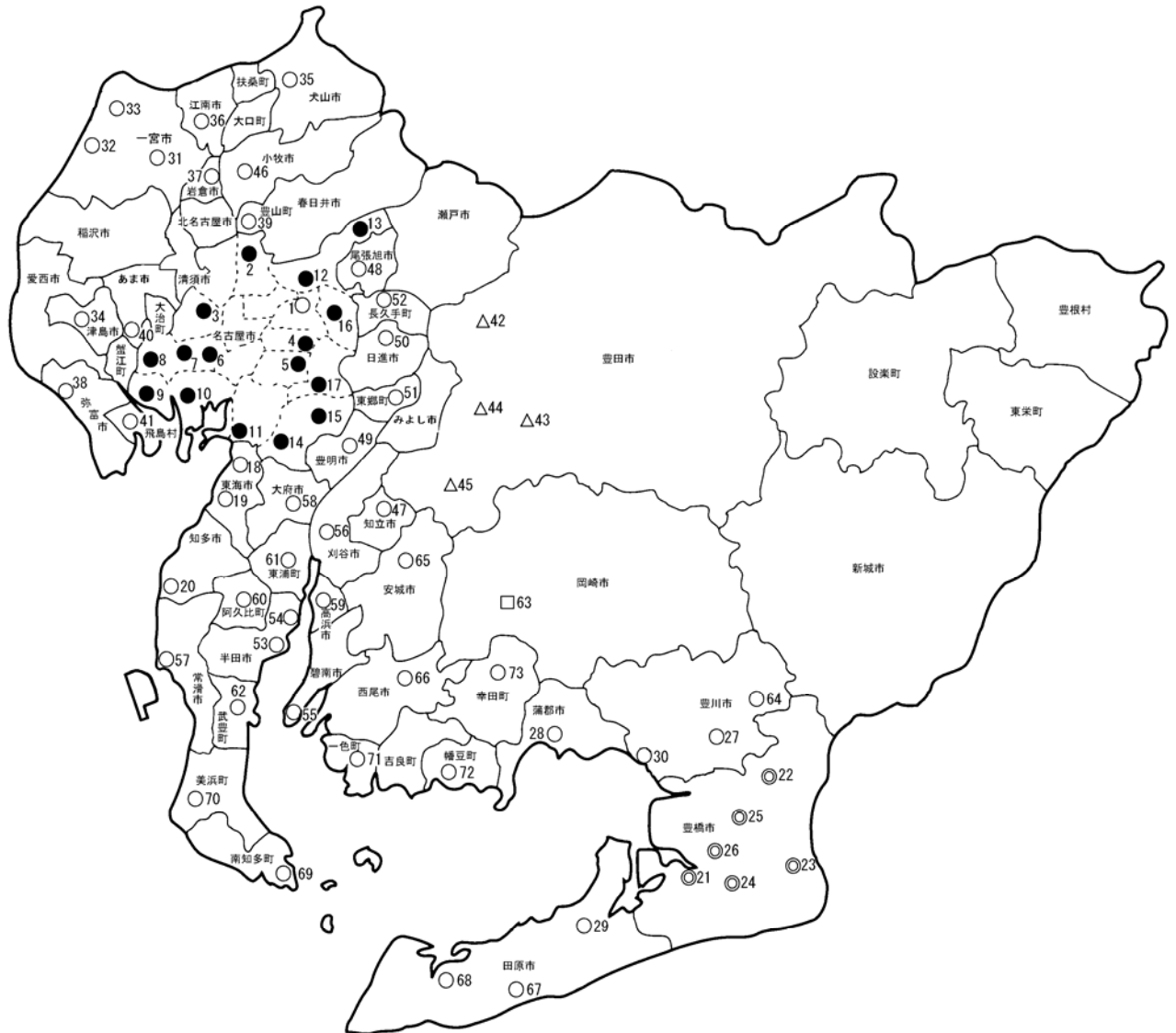
2 東京都、神奈川県、大阪府及び全国のデータは、各都府県及び環境省の資料による。

3 平成21年度の空欄は、未公表であることを示す。

測定局配置図

図1-1

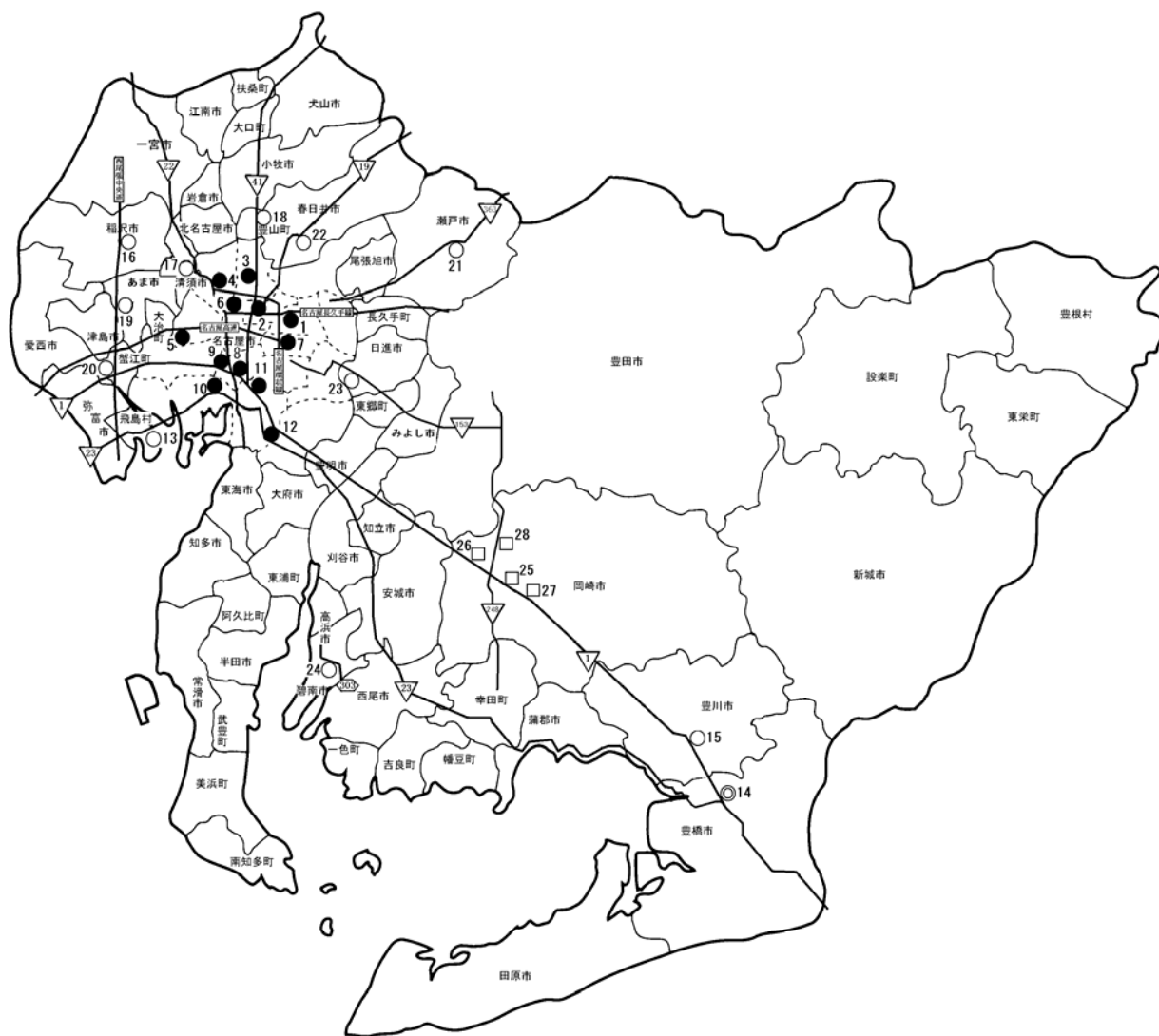
一般環境大気測定局配置図



凡 例	
○	県管理測定局
●	名古屋市管理測定局
◎	豊橋市管理測定局
□	岡崎市管理測定局
△	豊田市管理測定局

図1-2

自動車排出ガス測定局配置図



凡 例	
○	県管理測定局
●	名古屋市管理測定局
◎	豊橋市管理測定局
□	岡崎市管理測定局

第2 有害大気汚染物質モニタリング結果

1 調査期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 調査機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市

3 調査地点数

地域分類 調査機関	一般環境	工業地帯	沿道	合計
愛知県	1	2	1	4
名古屋市	1	2	2	5
豊橋市	2	0	1	3
岡崎市	1	0	1	2
豊田市	3	0	2	5
合計	8	4	7	19

4 調査結果

環境基準が定められているベンゼン等の4物質については、環境基準をすべて達成しました。

指針値が定められているアクリロニトリル等の7物質については、指針値をすべて満足しました。

調査結果は次のとおりです。

(1) 環境基準の定められている物質

ア ベンゼン

環境基準については、平成20年度に続き19地点すべて達成しました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、 $0.79\sim 1.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ (20年度 $0.46\sim 1.7\mu\text{g}/\text{m}^3$)です。

イ トリクロロエチレン

環境基準については、平成20年度に続き17地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、 $0.19\sim 1.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ (20年度 $0.18\sim 1.3\mu\text{g}/\text{m}^3$)です。

ウ テトラクロロエチレン

環境基準については、平成20年度に続き17地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、 $0.11\sim 0.87\mu\text{g}/\text{m}^3$ (20年度 $0.081\sim 0.46\mu$

g/m³)です。

エ ジクロロメタン

環境基準については、平成20年度に続き17地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

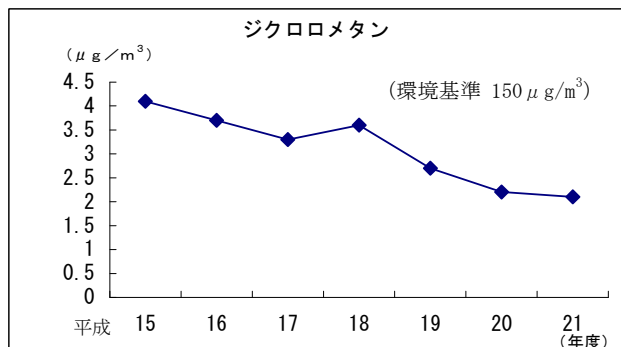
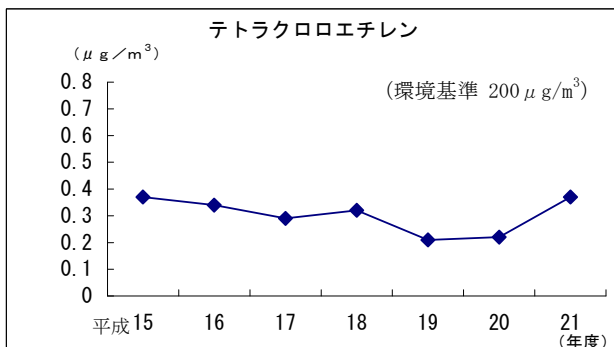
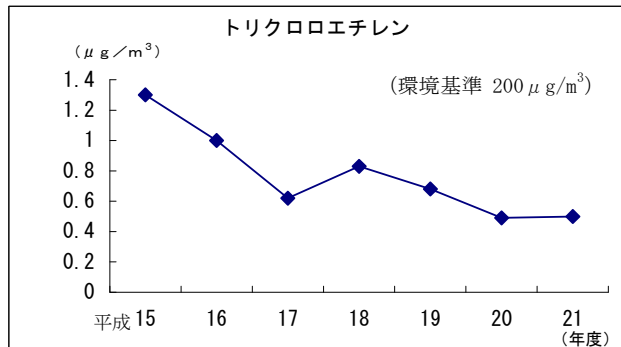
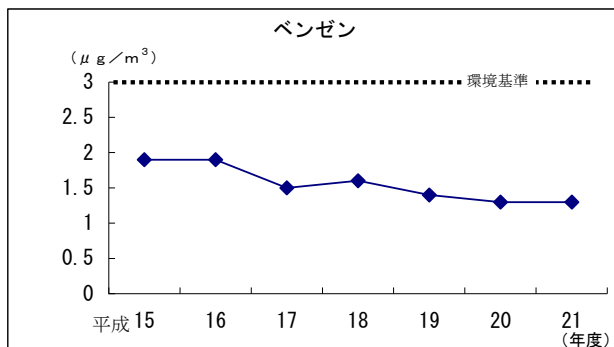
調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、1.0～4.0 μg/m³(20年度 0.87～4.0 μg/m³)です。

環境基準の達成状況

調査対象物質	ベンゼン (μg/m ³)			トリクロロエチレン (μg/m ³)			テトラクロロエチレン (μg/m ³)			ジクロロメタン (μg/m ³)		
	19	20	21	19	20	21	19	20	21	19	20	21
調査地点数	19	19	19	17	17	17	17	17	17	17	17	17
環境基準を達成した調査地点数	19	19	19	17	17	17	17	17	17	17	17	17
達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の濃度範囲	0.94 ～ 1.8	0.46 ～ 1.7	0.79 ～ 1.7	0.19 ～ 2.4	0.18 ～ 1.3	0.19 ～ 1.7	0.074 ～ 0.69	0.081 ～ 0.46	0.11 ～ 0.87	1.3 ～ 5.0	0.87 ～ 4.0	1.0 ～ 4.0
全県年平均値	1.4	1.3	1.3	0.68	0.49	0.50	0.21	0.22	0.37	2.7	2.2	2.1
環境基準	年平均値 3 μg/m ³ 以下			年平均値 200 μg/m ³ 以下			年平均値 200 μg/m ³ 以下			年平均値 150 μg/m ³ 以下		

(注) 1 μg (マイクログラム) は100万分の1g。

環境基準が定められている有害大気汚染物質の
全県年平均値の経年変化



(2) 指針値の定められている物質

指針値が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについては、平成20年度に続き、指針値をすべて満足しました。

指 針 値 の 達 成 状 況

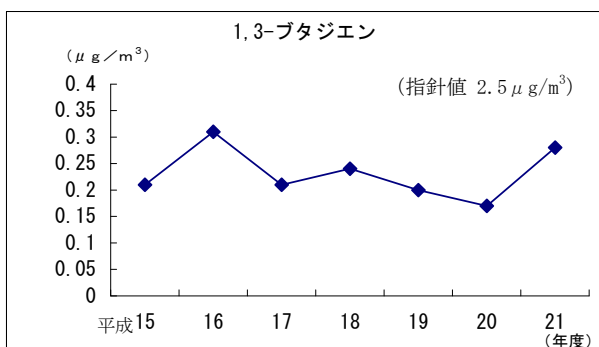
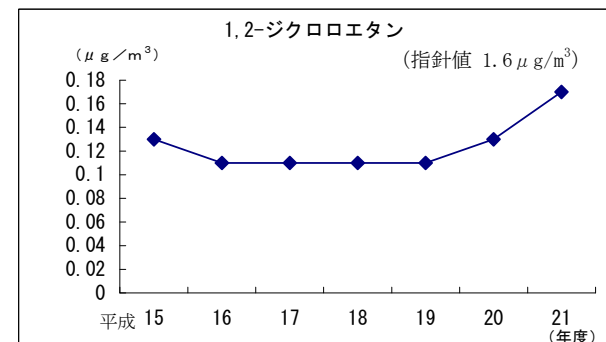
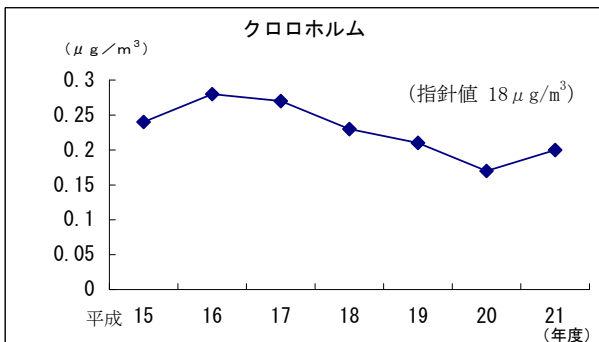
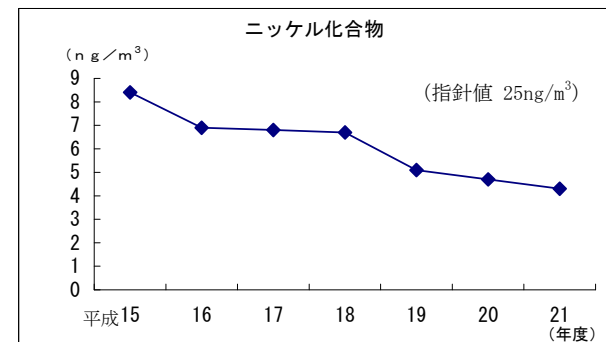
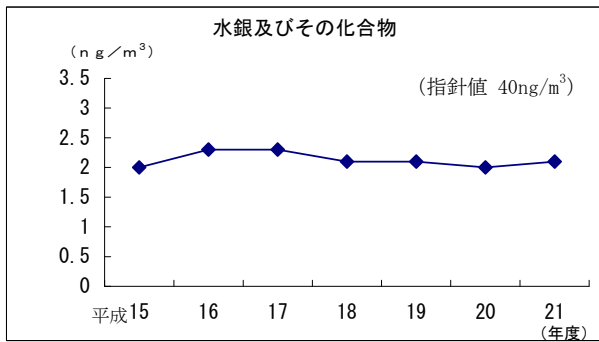
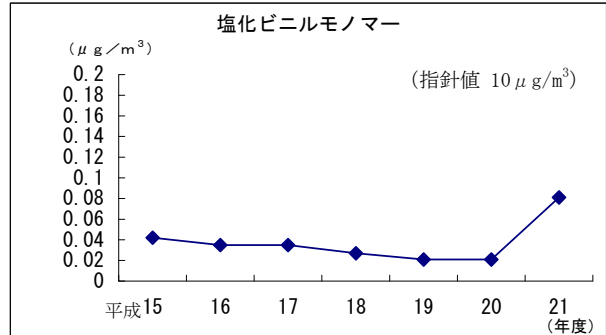
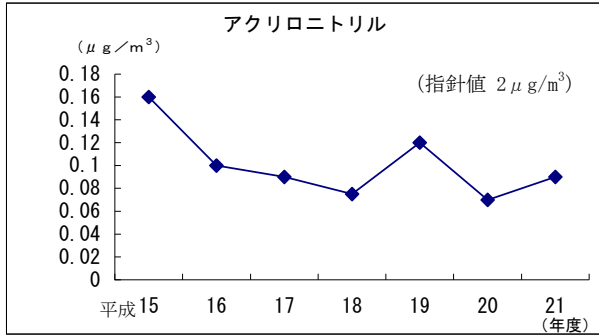
調査対象物質	アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			水銀及びその化合物 (ng/m^3)			ニッケル化合物 (ng/m^3)		
	19	20	21	19	20	21	19	20	21	19	20	21
年度	19	20	21	19	20	21	19	20	21	19	20	21
調査地点数	17	17	17	17	17	17	15	15	15	15	15	15
指針値を達成した調査地点数	17	17	17	17	17	17	15	15	15	15	15	15
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の濃度範囲	0.023 ～ 0.94	0.020 ～ 0.22	0.019 ～ 0.27	0.013 ～ 0.035	0.0051 ～ 0.055	0.006 ～ 0.50	0.82 ～ 3.0	1.1 ～ 3.1	1.5 ～ 3.3	0.43 ～ 19	0.91 ～ 18	1.7 ～ 11
全県年平均値	0.12	0.070	0.090	0.021	0.021	0.080	2.1	2.0	2.1	5.1	4.7	4.3
指 針 値	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $40\text{ng}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $25\text{ng}/\text{m}^3$ 以下		

調査対象物質	クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
	19	20	21	19	20	21	19	20	21
年度	19	20	21	19	20	21	19	20	21
調査地点数	16	17	17	16	17	17	18	19	19
指針値を達成した調査地点数	16	17	17	16	17	17	18	19	19
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の濃度範囲	0.091 ～ 0.90	0.070 ～ 0.52	0.096 ～ 0.47	0.060 ～ 0.19	0.065 ～ 0.25	0.074 ～ 0.28	0.094 ～ 0.35	0.062 ～ 0.30	0.11 ～ 1.2
全県年平均値	0.21	0.17	0.20	0.11	0.13	0.17	0.20	0.17	0.28
指 針 値	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		

(注1) 指針値とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として設定された環境目標値の一つである。上記7物質について、指針値が設定されている。

(注2) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム) は100万分の1g、 1ng (ナノグラム) は10億分の1gである。

指針値が定められている有害大気汚染物質の 全県年平均値の経年変化



本県の窒素酸化物等対策の概要

1 工場・事業場対策

(1) 大気汚染防止法による規制

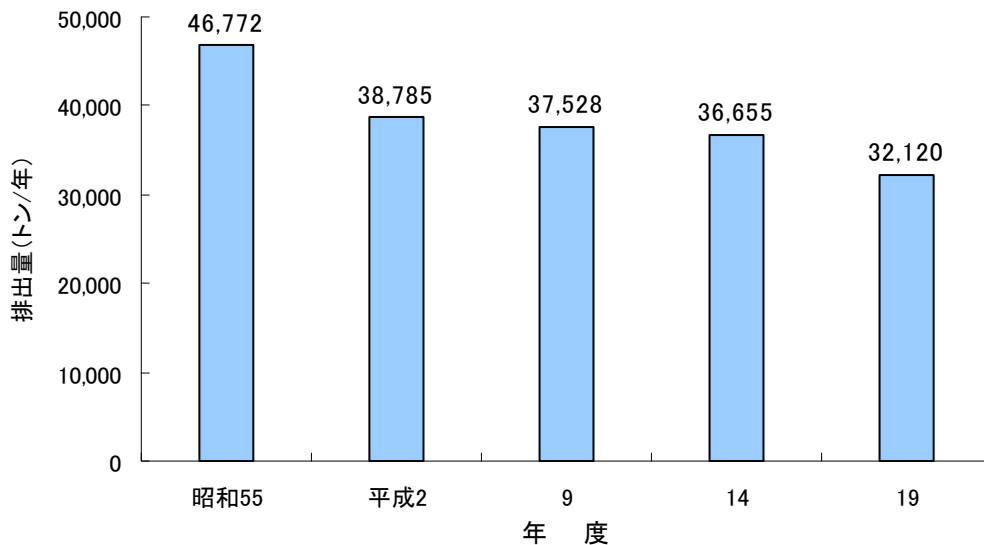
NO_x 排出規制を昭和 48 年に開始し、その後順次、排出基準の強化、規制対象の拡大を実施

(2) NO_x・PM要綱による排出抑制

- ・「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」による排出抑制の指導（昭和 58 年策定、平成 7 年改正、平成 18 年改正）
- ・「ディーゼル機関、ガスタービン及びガスエンジン設置指導指針」による排出抑制の指導（昭和 62 年策定、平成 7 年改正、平成 18 年改正）

(3) 大規模工場については公害防止協定による法規制より厳しい指導

図1 窒素酸化物排出量の推移(固定発生源)



2 自動車対策

(1) 自動車NO_x・PM法（平成 13 年 6 月公布）に基づく対策

- ・ 窒素酸化物・粒子状物質の総量削減計画の策定（平成 15 年 7 月）
- ・ 対策地域における車種規制の実施（平成 14 年 10 月～）
- ・ 30 台以上の自動車を使用する事業者に対する自動車使用管理計画作成・報告等の義務付け

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年 10 月改正）による規制

- ・ 200 台以上の自動車を使用する事業者に対する一定割合以上の低公害車導入の義務付け
- ・ アイドリングストップの推進

(3) あいち新世紀自動車環境戦略（平成 14 年 10 月策定）

別紙のとおり

図2 自動車排出窒素酸化物量の推移（対策地域内）

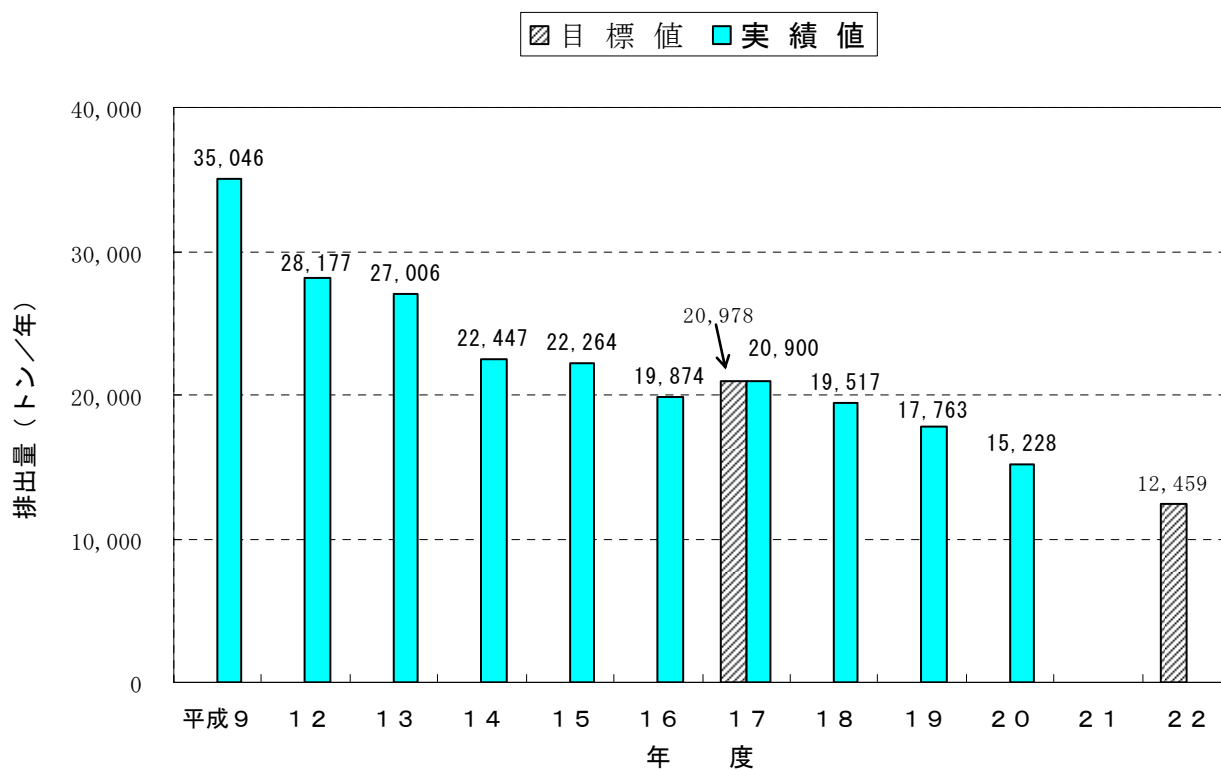
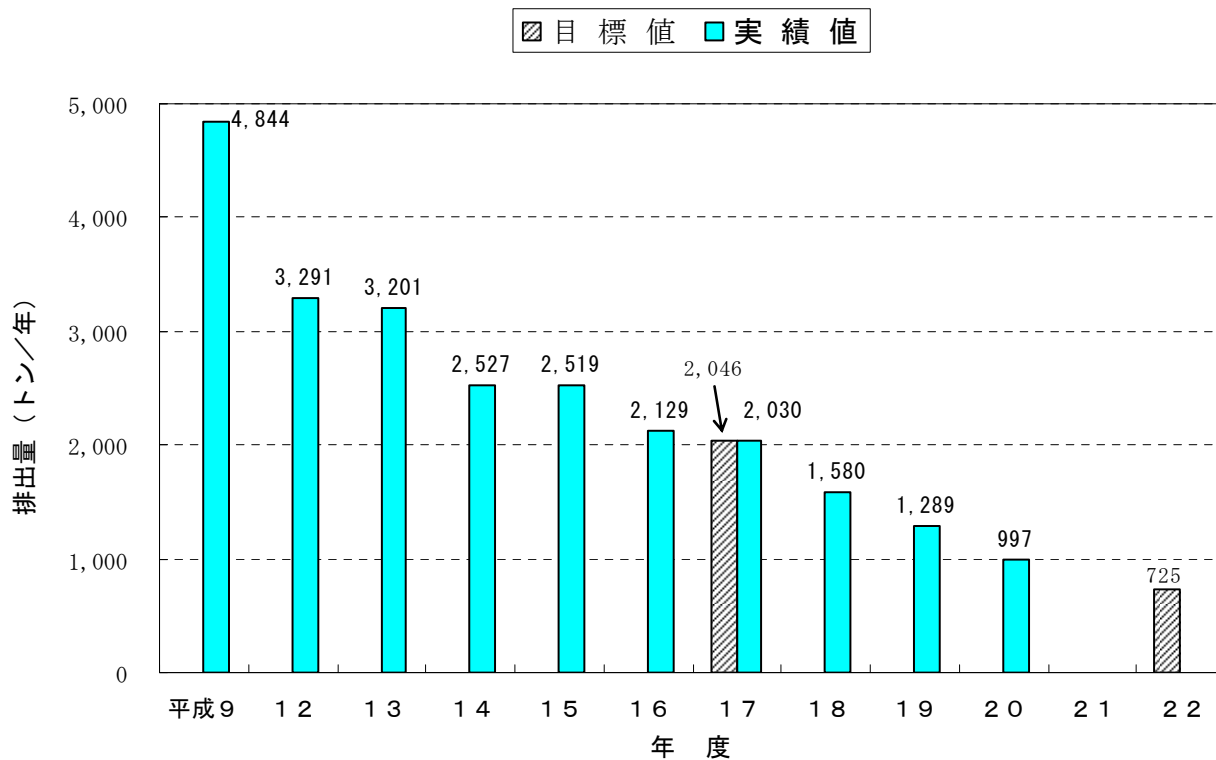


図3 自動車排出粒子状物質量の推移（対策地域内）



あいち新世紀自動車環境戦略及び自動車NOx・PM総量削減計画に係る取組の状況について

あいち新世紀自動車環境戦略並びに愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画に基づく現在の取組の状況は、表1及び表2のとおりである。

目標の達成状況は、2009年度（平成21年度）において、浮遊粒子状物質（SPM）は、すべての測定局で環境基準を達成したが、二酸化窒素（NO₂）の環境基準の達成率については、ほぼ横ばいで推移している。

また、自動車排出ガス測定局の設置、ディーゼル車排出ガスの総PM排出量は既に目標を達成しており、エコカー普及、エコドライブ啓発等は概ね順調に進捗しているが、エコ・ステーション設置については、やや遅れている状況にある。

窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の排出量については、自動車NO_x・PM法等に基づく規制の効果により、今後さらに減少していくと考えられる。

表1 あいち新世紀自動車環境戦略の現在の取組状況

作戦名	目標年度	目標	現在の状況	コメント
めざすべき大気環境の姿	2005	NO ₂ の環境基準達成（100%）	達成率97%（100局中97局達成） 2009年度	環境基準の達成率は、ここ数年ほぼ横ばいで推移している。
	2010	SPMの環境基準達成（100%）	達成率100%（全99局で達成） 2009年度	2009年度には、1973年の環境基準設定以来初めて、すべての測定局で環境基準を達成した。
エコカー導入作戦	2005	エコカー100万台普及 エコ・ステーション65基設置	エコカー約228万台普及 2009年3月末現在 エコ・ステーション37基設置	2005年度までのエコカー100万台普及の目標は達成済み。 2005年度までのエコ・ステーション65基設置の目標達成は、できなかった。
	2010	エコカー300万台普及 エコ・ステーション200基設置	2009年3月末現在	
ディーゼル車クリーン作戦	2010年度までの早い段階	ディーゼル車排出ガスの総PM排出量半減（対2000年度比）	削減率69.6% 2008年度	総PM排出量は順調に削減され、目標は達成済み。 今後も、自動車排出ガスの新長期規制や自動車NO _x ・PM法に基づく車種規制の効果が期待できる。
環境監視・情報提供作戦	2005	自動車排出ガス測定局を倍増（20局以上増設）（23局から43～46局に）	今までに24局増設し、計47局 2009年度末現在	2005年度に目標（20局以上増設）は達成済み。
エコドライブ実践作戦	2005	ドライバー300万人に啓発活動を実施	延べ約836万人に啓発活動を実施 2009年5月末現在	ドライバー300万人に対する啓発活動については、達成済み。
	2010	全てのドライバーに啓発活動を実施し、ドライバー全員がエコドライブ実践		

表2 自動車NOx・PM総量削減計画の現在の取組状況

項目	目標年度	目標	現在の状況	コメント
NO _x ・PM対策地域内（61市町村：平成13年11月1日現在）における自動車排出総量	2005（中間目標）	自動車排出NO _x 量 20,978 t/年 自動車排出PM量 2,046 t/年	自動車排出NO _x 量 15,228 t/年 自動車排出PM量 997 t/年 2008年度	NO _x 及びPMの排出量は順調に減少しており、今後、自動車排出ガスの新長期規制や自動車NO _x ・PM法に基づく車種規制の効果が期待できることから、目標達成は可能と思われる。
	2010	自動車排出NO _x 量 12,459 t/年 自動車排出PM量 725 t/年		

（注）「現在の状況」のうち、ゴシック体で表記したものは、2010年度の目標を達成したことを示す。